

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

又木の節の意見

46
4
15

の案として追加した。）

2. ^{以上に対} 上記条協長より、^{以上に対} 申しこられたことについて検討の上、
特に修正附表案については、運輸者側と充分
つめておいてもらいたい旨要望があった。

なお、上記案より、修正する新附表の構成は

次のとおりとなる。

附表

(A) [日本側路線] については、「(3) 沖縄路線
に該当するものを削除する。

(B) [米側路線] については、同じく「(3) 沖縄
路線に該当するものを削除する。

(C) [暫定措置に伴う米側路線] を新設に設
ける(別添3の案)。

(D) 現行附表の(C)「地方の寄附規定」の記号

を単に(D)に変更すること。

注記1. 2. 3. は初案とし、注3(沖縄路線
に該当する注記)を削除する。

3. 追って、交換公文(附表修正の目的)については、
後刻具体的に検討すべきと、条協長より簡潔

^{なり」と} 述べられた。然るべしとの意見があり、また(往荷の発出
者は日米両側とも異なることとの質問に対し、)

^{「(注3)上の右欄を削除してよい」と} 言った原則は、^{東京で交換されるべき}
こと^{から} ~~は~~ ^は 米側から往荷を発出し、米側は返荷を

出すこととよしのではなにかとの意見であった。

4. 上記は米比-12において事務的につめて
おいた方針と一致するものである、当方

(上記)
として^{協定} 免課税のサセストセゾインにて
とり進めるに然るべしと検討される。

秘 密
無 期 限
部 内 号

(四六・四・一五)
条 約 局

了 解 覚 書 案

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、沖縄の施政権の日本国への返還に關連し、米國航空企業の沖縄に關する航空業務の運営及び千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表の修正に關し、次のとおり了解に達した。

- 一 ノースウエスト航空、フライイング・タイガー航空、トランス・ワールド航空及びコンチネンタル航空の米國航空企業四社は、現に運営している沖縄に關する航空業務であつて日本本土と那覇間

秘 密
ま だ
部 内 号

秘 密
無 期 限
部 内 号

の国内航空運送（カボタージュ）でないものを、沖縄の施政権が日本国に返還される日から（ ）の期間に限り、現在の規模の範囲内で運営することを認められる。

- 二 前項の具体化のため並びに日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の附表の日米兩國の日本本土と沖縄間の路線（A）及び（B）及び当該路線に關する注を削除するため、兩國政府は、民間航空運送協定第十六条に定める措置をとるものとする。これらの附表の修正に關する兩國政府間の合意は、沖縄の施政権が日本国に返還される日に発効させるものとする。

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

(c) アメリカ合衆国政府によつて指定された次の航空企業は、沖縄返還協定の効力発生の日から（期間）間に限り、この回に定めるそれぞれの航空路線において、（一九七一年一月）現在に各航空企業から提出されている航空路線図内での両方向に航空業務を運営し、及びこの回に定める日本国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与えられる。

(i) ノース・ウエスト航空及びフライング・タイガー航空

合衆国から北太平洋又は中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(ii) トランス・ワールド航空

合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに那覇以遠台北及び香港へ、並びに以遠

極 秘
ま へ
部 の 内 号

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

(iii) コンテナンタル航空

グアム島からサイパン島を経て那覇へ